

[事案 30-35] 死亡保険金支払請求

・平成 30 年 10 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

契約の失効が無効であること等を理由に、死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 7 月に子が契約した収入保障保険が失効したため、本契約の契約者兼被保険者である子は、保険会社に復活手続きの書類を提出したが、書類には不備があったところ、その訂正をする前に自殺により死亡したが、以下の理由により、死亡保険金を支払ってほしい。

- (1) 本契約の失効に係る規定（失効条項）は、催告なしに失効とすることができるとしており、本契約に自動振替貸付がないことや保険料払込みの督促がなかったことを踏まえると、判例（最高裁平成 24 年 3 月 16 日判決）に照らしても消費者契約法 10 条に違反するから、本契約の失効は無効である。
- (2) 仮に失効条項が有効であるとしても、保険会社が復活を承諾しない正当な事由はなく、保険会社の復活不承諾は信義則違反または権利濫用となる。本契約が復活した場合には、責任開始日から 3 年以上が経過しているため、自殺免責は適用されない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 失効条項は、保険料が払い込まれなかった場合も一定の猶予期間が経過した後に失効すると定めており、また、保険料の払込みが遅滞した場合は、失効前に契約者に払込みを督促する仕組み・体制が整えられ、運用されていたため、催告なしに失効とすることができるからといって、失効条項が消費者契約法 10 条に反しているとはいえない。
- (2) 当社が復活を承諾するか否かは、原則として当社の裁量的判断に委ねられており、不承諾が信義則違反や権利濫用といえるのは特段の事情がある場合のみであるが、そのような事情はない。また、仮に本契約が復活した場合、責任開始日は復活の時となるため、自殺免責が適用される。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、失効当時および復活申込み当時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、失効条項が消費者契約法 10 条に反しているとは認められず、また、仮に本契約が復活した場合も自殺免責が適用され、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。